

第 17 回大阪地方労働審議会港湾労働部会 議事録

- 1 日 時 平成 30 年 2 月 5 日 (月) 15 : 00 ~ 17 : 00
- 2 場 所 大阪労働局 第 2 庁舎 18 階 大会議室
- 3 出席者 公益委員 : 飴野委員・石黒委員・坂西委員・
横見委員
労働者委員 : 大野委員・佐竹委員・奈良山委員・
樋口委員・三宅委員
使用者委員 : 栗田委員・中谷委員・藤倉委員・
古川委員・間口委員
専門委員 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課
田畑課長 (代理出席)
大阪府港湾局 辰谷局長
大阪市港湾局 藪内局長
事務局 : 大阪労働局職業安定部職業対策課
村田課長・宮田課長補佐・堀内係長・
米良班長・山口係員
大阪港労働公共職業安定所
岩津所長・杉浦係長
オブザーバー : (一財) 港湾労働安定協会大阪支部
中野支部長
随行者 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課
山口補佐
大阪市港湾局計画整備部振興課
岩間係長
- 4 議 題 (1) 大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況
について
(2) 港湾労働者派遣制度の活用状況等について
(3) その他
- 5 議 事 以下のとおり

(宮田補佐)

それでは、みなさまお揃いですので、ただいまより第17回大阪地方労働審議会港湾労働部会を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、大阪労働局職業対策課の宮田でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、大阪労働局職業安定部職業対策課長の村田より、開会のご挨拶をさせていただきます。

(村田課長)

大阪労働局職業安定部職業対策課長をしております村田でございます。よろしくお願いいたします。

第17回大阪地方労働審議会港湾労働部会の開催にあたりまして、事務局を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、何かとご多忙のところ、本部会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から大阪労働局の業務運営、とりわけ港湾労働行政の推進に、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、重ねてお礼申し上げます。

はじめに、最近の雇用失業情勢でございますが、大阪における昨年末、平成29年12月の有効求人倍率につきましては1.68倍と、平成以降最高水準となりました前月と同水準で推移しているところでございます。

大阪労働局としては「現下の雇用失業情勢は、確実に改善している。」という基調判断をしているところでございますが、この数字は高ければ高いほどよいというものではなく、最近是人材不足、人手不足といった問題が出てきております。大阪労働局としても大きな課題であると認識しております。

また、港湾労働行政につきましては、平成26年4月から適用されております「港湾雇用安定等計画」に基づきまして、港湾労働者の雇用秩序の確立と維持に向けた取り組みを継続して参る所存でございます。

本日の議事内容でございますが「(1)大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」、「(2)港湾労働者派遣制度の活用状況について」となっております。「(2)港湾労働者派遣制度の活用状況について」は、一般財団法人港湾労働安定協会の中野支部長からご説明いただきたいと思います。

また、「(3)その他」といたしまして、「大阪港における船舶積卸し実績等について」近畿運輸局の田畑課長から後ほどご報告いただけることになっております。よろしくお願いいたします。

本日の部会におきまして、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜り、今後の港湾労働行政に反映させて参りたいと考えておりますので、本日は最後までどうぞよろしくお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、私の冒頭のごあいさつとさせていただきます。

(宮田補佐)

それでは、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料、上から順番に本日の次第、配席図、出席者名簿、本部会の委員名簿、規程集となっております。

その下にピンクの表紙を付けておりますが、説明資料としまして大阪労働局説明資料(1)と(2)、「一般財団法人港湾労働安定協会説明資料」、最後に「近畿運輸局説明資料」をお配りしております。

また、別途、参考資料といたしまして、港湾労働法遵守強化旬間に係る資料、港湾労働者証に係る資料、港湾労働者数に関する資料を配布しております。

不足資料がございましたら、恐れ入りますが挙手をお願いします。

(宮田補佐)

続きまして、本日、ご出席いただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

公益代表委員の石黒委員でございます。

(石黒委員)

石黒です。どうぞよろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

飴野委員でございます。

(飴野委員)

飴野です。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

坂西委員でございます。

(坂西委員)

坂西です。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)
横見委員でございます。

(横見委員)
横見です。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)
続きまして、労働者代表委員をご紹介します。
大野委員でございます。

(大野委員)
大野です。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)
三宅委員でございます。

(三宅委員)
三宅です。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)
佐竹委員でございます。

(佐竹委員)
佐竹でございます。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)
樋口委員でございます。

(樋口委員)
樋口です。どうぞよろしくお願いいたします。

(宮田補佐)
奈良山委員でございます。

(奈良山委員)
奈良山です。どうぞよろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

続きまして、使用者代表委員をご紹介します。
間口委員でございます。

(間口委員)

間口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

中谷委員でございます。

(中谷委員)

中谷です。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

栗田委員でございます。

(栗田委員)

栗田です。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

藤倉委員でございます。

(藤倉委員)

藤倉でございます。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

古川委員でございます。

(古川委員)

古川です。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

続きまして、専門委員をご紹介します。

谷川委員の代理として、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長の田畑様にご出席いただいております。

(田畑課長)

田畑でございます。近畿運輸局次長、谷川の代理で出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

辰谷委員でございます。

(辰谷委員)

辰谷です。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

藪内委員でございます。

(藪内委員)

藪内でございます。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

なお、公益代表委員の小川委員につきましては、本日所用のため、欠席となっております。

また、本日は、一般財団法人港湾労働安定協会大阪支部長の中野様にオブザーバーとしてご出席いただいております。

(中野支部長)

中野です。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

なお、随行者及び事務局職員につきましては、お手元の「出席者名簿」で、紹介に代えさせていただきたいと思っております。

(宮田補佐)

それでは、定足数につきましてご報告をさせていただきます。

本日の委員の出席状況につきましては、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の計14名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程及び地方労働審議会令第8条第1項の規定により、本部会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第5条により、本日の会議は議事録の開示を含めまして、原則、全て公開となっており、大阪労働局のホームページに掲載することとしておりますので、併せてご報告申し上げます。

続きまして、部会長の選任について申し上げます。

長年にわたり、議事運営を行っていただきました石田氏につきましては、部会委員を退任されましたので、本部会開催にあたり新たに部会長を選任する必要があります。事務局の方でご一任させていただいてもよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(宮田補佐)

それでは石黒委員にお願いします。

この後の部会の議事運営につきましては、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規定第4条に基づき、石黒部会長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

(石黒部会長)

神戸大学の石黒でございます。

ただいまご推挙をうけ、部会長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、大阪港における港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進という観点から、皆様より忌憚のないご意見を頂戴しながら進めて参りたいと思っておりますので、円滑な進行にご協力よろしくお願いたします。

議事に先立ちまして、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第6条第1項による議事録の署名人を指名させていただきます。

公益代表委員からは私、石黒が、労働者代表委員からは三宅委員に、使用者代表委員からは間口委員に、それぞれお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事にはいりますが、本日の議題は「(1) 大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」、「(2) 港湾労働者派遣制度の活用状況等について」となっております。

まず、「(1) 大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」事務局から説明させていただきます。

ご意見・ご質問等につきましては、後ほど時間を設けておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(堀内係長)

大阪労働局職業安定部職業対策課の堀内と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは議題の1番といたしまして、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組みについて」大阪労働局説明資料(1)と(2)によりご説明いたします。

説明資料(1)でございますが、港湾雇用安定等計画及び大阪港における取り組み状況、説明資料(2)はその詳細資料でございます。

また、先ほど確認させていただいた資料の中に、机上配付の資料としまして写真の入った資料もございますので、こちらも含めてご覧いただきますようお願いいたします。

はじめに、説明資料(1)の港湾雇用安定等計画でございますが、港湾労働法第3条におきまして、「港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に関する計画を策定する」こととなっております。

計画に定める事項としましては「1 港湾労働者の雇用の動向に関する事項」、「2 労働力の需給の調整の目標に関する事項」、「3 港湾労働者の雇用の改善並びに能力開発及び向上を促進するための方策に関する事項」、「4 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項」となっております。

現行の計画につきましては、平成26年度から平成30年度までの5カ年計画となっております。今年度は計画の4年目でございます。この計画における平成29年度の取り組み状況についてご説明いたしますが、内容によっては平成28年度の取り組み状況の記載となっておりますので、ご了解願ひします。

それでは、大阪港における港湾労働者の雇用の動向に関する事項及び雇用秩序の維持を中心にご説明いたします。

説明資料(1)の表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。左側は港湾雇用安定等計画の平成26年度から適用されている計画の内容で、右側に平成29年度の大阪港における取り組み状況を記載しております。「1 計画の基本的な考え方」といたしまして「(1) 計画のねらい」、「(2) 計画の背景と課題」がございまして、2ページ、3ページと続いて参ります。3ページの「(3) 計画の期間」がございまして、先程も申し上げました通り、平成26年度から平成30年度までの5カ年の計画でございます。

続いて「2 港湾労働者の雇用の動向に関する事項」でございます。「(1) 港湾運送量の動向」でございますが、平成28年度における大阪港の船舶積卸

量は約9千3百万トンでございまして、平成27年度の約9千2百万トンから約1.0%増加しております。

続きまして「(2) 港湾労働者の雇用の動向」の「イ 労働者数」でございまして。平成29年12月末時点の大阪港における常用港湾労働者数は、7,089人となっております。前年同月の7,043人と比較しまして約0.7%増加しております。説明資料(2)の資料1をご覧ください。資料1には、港湾労働者数の推移を記載しております。こちらは各年度末、3月31日時点の数字でございまして。表の右側の合計欄をご覧くださいと、平成28年度末時点では7,082人となっております。平成21年度末の5,837人以降、7年連続で増加している状況でございまして。先程申し上げました通り、平成29年12月末現在では7,089人でございまして、今年度に入ってから増加傾向は続いております。今、ご覧いただいている資料をめぐっていただきまして資料2をご覧ください。これは、六大港のデータでございまして。上段の常用港湾労働者数は、平成29年3月末現在の数字でございまして。一番右の六大港合計の常用港湾労働者数は、33,615人となっております。前年同月の33,403人と比較しまして、0.6%の増加となっております。六大港別に見ていきますと、東京港は4,490人で、昨年同月が4,469人でございましたので、0.5%の増となっております。横浜港は7,860人で、昨年同月が7,818人ですので、0.5%の増となっております。名古屋港は5,386人で、昨年同月が5,396人ですので、0.2%の減となっております。大阪港は7,082人で、昨年同月が6,959人ですので、1.8%の増でございまして。神戸港は5,387人で、昨年同月が5,373人ですので、0.3%の増となっております。最後に関門港は3,410人で、昨年同月が3,388人ですので、0.6%の増となっております。このように、平成29年3月末の常用港湾労働者数は前年同月と比較いたしまして、名古屋以外の全ての港湾において増加しているという状況でございまして。また、大阪港の常用港湾労働者数は横浜港に次いで多い状況でございまして。ご参考までに、本日の机上配付資料に、「六大港の常用港湾労働者数」という資料がございまして、こちらは過去5年間の常用港湾労働者数の推移をグラフ化したものでございまして。ご参考までにご覧いただければと思います。

それでは、説明資料(1)へ戻っていただきたいと思っております。説明資料(1)の3ページの右下「ロ 就労状況」のご説明をさせていただきます。大阪港における港湾労働者の平成28年度月間平均就労延数は、125,093人日となっております。平成27年度に比べ1.8%増加しております。そのうち、常用港湾労働者の占める割合は99.7%となっております。こちらの詳細につきましては、説明資料(2)の資料2でございまして。下段の「六大港港湾労働者数」をご覧ください。

働者就労状況」をご覧ください。平成28年度の六大港の月平均就労延日数の合計は、548,760人日でございます。表にはございませんが、1年前、平成27年度は、550,951人日でしたので、前年度比0.4%の減となっております。今年度の内訳としましては、常用労働者が529,713人日で、前年度比0.4%の減、派遣労働者が2,225人日で、前年度比増減なし、日雇労働者が16,822人日で、前年度比1.3%の減となっております。

大阪港の状況につきましては、次のページの資料3をご覧くださいと思います。上の表でございます「大阪港港湾労働者就労状況表」の中段あたり、平成28年度の月平均の状況をご覧ください。平成28年度月平均就労延数は125,093人日で、そのうち常用労働者は124,729人日、派遣労働者が308人日、日雇労働者が56人日で、その右側の就労形態の比率で見ますと常用労働者が99.7%、派遣労働者が0.2%、日雇労働者が0.0%となっております。端数の関係で0.0となっておりますが、計算上では0.04%となっております。月別の就労延数ですが、表の左側に合計欄がございまして、カッコ内の数字は対前年同月の増減でございます。平成28年度就労延数は、前年度比1.8%の増でございます。それぞれ、常用労働者が前年度比1.8%の増、派遣労働者が前年度比0.9%の増、日雇労働者が前年度比13.7%の減となっております。一番下の表は、大阪港の港湾労働者の月別の就労日数の推移を平成26、27、28年度別に折れ線グラフにしております。ご覧のように、港湾労働者の就労日数は、月により波動性があることがうかがえるところでございます。また、資料を1ページ戻っていただきまして、資料2の下の表に、平成28年度の六大港の就労状況がございまして、平成28年度就労形態の比率は、下段の右側にございまして、常用労働者が96.5%、派遣労働者が0.4%、日雇労働者は3.1%となっております。日雇労働者の割合は全国平均3.1%と比べまして、大阪港は0.04%と少ない状況となっております。

続きまして、説明資料(1)へ戻っていただきまして、4ページをご覧ください。「二 港湾労働者の年齢構成」でございます。平成29年12月末現在の数字でございますが、30歳未満が1,167人で、構成比は16.5%、30歳以上40歳未満が1,647人で、構成比は23.2%、40歳以上50歳未満が2,319人で、構成比は32.7%、50歳以上が1,956人で、構成比は27.6%となっております。全体の平均年齢は42.4歳となっております。前年度の42.0歳より若干高くなっております。詳細につきましては、説明資料(2)の資料4をご覧ください。資料4でございますが、直

近の平成29年12月末現在の事業の種類別の年齢構成のデータを付けておりますので、参考にいただければと思います。

次に、説明資料(1)に戻っていただきまして、4ページをご覧ください。「3. 労働力の需給の調整の目標に関する事項」でございます。港湾荷役作業につきましては、企業に雇用される常用港湾労働者によることが基本となります。港湾運送の波動性に対応する企業外労働力といたしましては、港湾労働者派遣制度に基づいた、他の事業主に雇用される常用港湾労働者の派遣による対応が原則とされておりまして、一層の徹底を図ることとしております。

それでは、次のページをご覧ください。5ページの「(2) 労働力の需給の調整に関して講ずべき措置」の「イ 労働局及び公共職業安定所が講ずる措置」、(イ)でございますが、雇用管理者研修会を11月17日に港湾労働安定協会主催で実施していただき、36名の参加がございました。その中でお時間をいただきまして、大阪港労働公共職業安定所から港湾労働法の法令遵守を中心に説明を行い、遵法意識の高揚を図っているところでございます。また、大阪港労働公共職業安定所において、平成29年12月末現在、221社に対し、訪問指導を行い、港湾労働法の法令遵守の徹底、制度の啓発・指導を行いました。

続きまして、「(ハ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応」です。大阪港における平成28年度の関連事業への直接雇用の日雇労働者就労延数は合計で666人日でございますが、これは港湾労働者全体の就労延数の0.04%となっております。名古屋港の次に少ない状況となっております。

その下の、「(ニ) の雇用秩序の維持」でございますが、港湾労働法遵守強化旬間を毎年11月21日から30日に設定をしまして、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、各種の啓発事業を通じまして違法就労の防止に努めております。6ページへ参りまして、○印のところに今年度12月末までの取り組みについて記載しております。先程申し上げましたが、大阪港労働公共職業安定所による事業所訪問指導を延べ221社、現場パトロールを59回実施しております。また、関係行政機関で実施しております合同立入検査を7月7日、9月27日に行いまして、今回は2月予定とありますが、調整の結果、今年度は3月8日に実施する予定としております。また、労働者代表、使用者代表、関係行政機関からなる港湾雇用秩序連絡会議を7月5日、10月12日に開催いたしまして、その構成委員による共同パトロールを7月19日、11月8日及び11月20日に実施しております。大阪港ワッペン委員会は、11月13日、12月5日、26日に開催され、大阪港労働公共職業安定所が出席しておりますが、大阪港ワッペン委員会と連携を図りながら、ワッペン制度のなお一層の定着に向けて、周知・啓発を行うこととしております。詳細につきましては、説明資料(2)の資料5をご覧ください。大阪港労働公共職業安定

所による平成29年度の事業所訪問及びパトロールの実施状況について表にしております。訪問事業所数は平成29年4月から12月まで合計で221社でございます。11月は177社と突出しておりますが、これは、港湾労働法遵守強化旬間の取り組みの一環として実施したためでございます。パトロール回数につきましては59回、パトロールに対応する事業所数が113社、隻数が26隻、上屋・倉庫への訪問数が69件となっております。右側の港湾パトロールにおける指導状況ですが、今年度ワッペン未貼付が0件、ヘルメット未着が2件となっております。右下の港湾労働法関係の重大違法事象の指導は平成29年12月時点でゼロ件となっております。なお、この事業所訪問及び港湾パトロールの実施状況の詳細については、後ほど、大阪港労働公共職業安定所から報告させていただきます。続きまして、次のページの資料6ですが、平成29年度の港湾労働法遵守強化旬間における行事の実施結果となっております。実施項目といたしましては5点ございまして、「1 横断幕等による周知・啓発」、「2 文書等による周知・啓発」、「3 陸上・岸壁・海上キャンペーン」、「4 啓発会議等」、「5 共同パトロール」となっております。こちらの資料についての詳細につきましても、同じく大阪港労働公共職業安定所からご報告させていただきます。

続きまして、次のページの資料7をご覧ください。資料7は大阪港における平成29年12月末現在の派遣許可事業所状況でございます。派遣許可事業所数は59事業所61業務で昨年度より変更はございません。また、派遣登録者は2,076名となっております。

続きまして、資料8でございます。大阪港・堺泉北港における海運貨物取扱トン数の推移を昭和41年から記載しております。平成28年の取扱トン数はご覧のとおりとなっており、大阪港、堺泉北港ともに増加に転じております。

最後となりますが、机上配付資料のうち、2種類の港湾労働者証が印刷されたものをご覧ください。現在、厚生労働省におきまして、港湾労働者証の色分けが検討されております。港湾運送事業法上の許可事業者における労働者と、それ以外の事業者の労働者との識別を可能とするものでございます。資料の上段ですが、店社が港湾運送事業者である場合には、従来からの青色で、それ以外の場合、例えば倉庫業者などは、資料下段の黄色で発行することが検討されています。具体的には、予算の関係もございまして、4月以降に年度が変わってから、正式な指示が下りてくる予定でございます。その際には、近畿運輸局との連携も出て参りますが、いずれにしましても、指示があり次第、関係者の皆さま方には早急に周知をして参りたいと考えております。私からは以上でございます。

続きまして、パトロールの実施状況と港湾労働法遵守強化旬間の実施結果につきまして、大阪港労働公共職業安定所から報告させていただきます。

(杉浦係長)

大阪港労働公共職業安定所の杉浦でございます。

私からは、大阪港労働公共職業安定所が行っております事業所訪問及び港湾パトロールの平成29年度の実施状況及び平成29年度の港湾労働法遵守強化旬間行事の実施結果について、ご説明させていただきます。

資料は大阪労働局説明資料(2)、資料5をご覧ください。なお、先ほど堀内からご説明しました内容と重複する部分もありますが、ご了承願います。資料5ですが、平成29年4月から12月までの実施状況の表となっております。まず、左側の一覧表「事業所訪問及び港湾パトロール実施状況」について説明いたします。訪問事業所数は港湾パトロールと併せて事業所訪問をさせていただいたうえで港湾労働法の指導・啓発を行っております、その訪問件数を計上しております。11月が177社と突出しておりますのは、港湾労働法遵守強化旬間において陸上キャンペーンを実施しており、175社の事業所訪問を行いました分が、計上されております。この分を除外しますと合計46社となり、1月平均5社前後の訪問数となります。その右側に「パトロール回数」がありますが、これは毎月、大阪港労働公共職業安定所で行っております港湾パトロールの回数を計上しております。こちらは12月末時点で合計59回となり、1月平均で約6回パトロールを行っていることとなります。そして、その右側にパトロールに対応する「事業所数」、「隻数」、「上屋・倉庫」数ということになっております。上屋・倉庫パトロール時には、現場事務所を訪問して港湾労働法遵守についてリーフレットの配布等、周知・啓発に努めております。次に、右側の一覧表「港湾パトロールにおける指導状況」について説明いたします。「ワッペン未貼付」、「ヘルメット未着」の確認件数を計上しております。残念ながら、今年度におきましても若干ヘルメットの未着を件数として確認しております。「ワッペン未貼付」については12月末までに確認事案はありません。次に、「ヘルメット未着」についてですが、5月に1件、9月に1件と、今年度は12月末までに2件確認しております。まず、5月の事案ですが、フォークリフト運転手が上屋内においてヘルメット未着で作業をしておりましたので、その場で一旦作業を中止させ、本人に聞いたところ、「荷役作業を行うためにフォークリフトを移動しているところ」と理由を受けましたが、安全面からも運転時は必ずヘルメットを着用するよう厳重注意のうえ、作業責任者にも指導を行い、ヘルメット着用、ワッペン貼付を確認後、作業を再開させました。もう1件は9月の事案で、安治川岸壁にてパトロールを行ったとこ

ろ、作業員1名がヘルメットを被らずにフォークリフトで、バン出し作業を行っておりました。注意しようと作業員に近づいたところ、我々に気付いた作業員が、作業をやめて事務所にヘルメットを取りに行きました。戻った作業員に確認するとヘルメットには本人のワッペンが貼付されていました。今後は、ヘルメットを被って作業を行うよう注意し、作業責任者に対しても厳重注意を行いました。続きまして、下段の「事業所指導状況（重大違法事象）」につきましては、今年度は12月末まで重大違法事象は0件です。

なお、ハローワークが港湾の雇用秩序の維持・確立のため港湾パトロールを実施していることを、港湾労働者はもとより港湾労働関係事業所の方々にも広く認識していただくために、大阪港労働公共職業安定所では常日頃から港湾パトロール実施について周知・啓発を目的としたマグネットシートを庁用自動車に貼付し、職員もハローワークの名称を示した腕章を着用しております。パトロールの先々で、港湾労働関係者の方々からご挨拶や敬礼をいただける等、周知・啓発についての効果を日々感じておりますので、今後も一層、港湾の雇用秩序の維持・確立に努めたいと思っております。

続きまして、大阪労働局説明資料（2）資料6、「平成29年度 港湾労働法遵守強化旬間行事実施結果」について説明したいと思います。この旬間につきましては、港湾における雇用秩序の確実な維持を図るため、毎年11月21日から30日までを強化旬間として設定いたしまして、港湾労働法遵守のための各種広報活動を実施することとしております。大阪労働局説明資料（2）資料6をご参照ください。実施項目の1番目の項目ですが、11月中、大阪港労働公共職業安定所に横断幕及び懸垂幕を掲示するとともに、立看板を設置しまして、周知・啓発を行いました。立看板につきましては、平成26年度に作成したものを大阪市港湾局、大阪府港湾局のご協力のもと、大阪市港区港晴の、通称、高野堀交差点と堺泉北港の汐見埠頭に掲出しまして、周知・啓発を行いました。「2. 文書等による周知・啓発」でございますが、11月1日に周知・啓發文書とポスターを港湾関係事業所に郵送いたしまして、事務所等へ掲示依頼を行い、旬間の周知にご協力いただきました。「3. 陸上・岸壁・海上キャンペーン」でございますが、陸上キャンペーンにつきましては、大阪港労働公共職業安定所におきまして、11月6日の大阪港を皮切りに27日の汐見方面まで順次175事業所を訪問し、港湾労働法遵守の啓発を行いました。岸壁キャンペーンにつきましては、11月24日に北港、南港、大阪港、堺泉北港において、荷役作業現場でのぼりを掲げ、港湾労働者に対して港湾労働法遵守の呼びかけを大阪労働局と大阪港労働公共職業安定所の職員で行いました。また、海上キャンペーンにつきましては、11月21日に広報船で大阪港湾内を約2時間巡り、船上や岸壁で作業中の港湾労働者に向けて、拡声器を使って法の周知

と遵守を呼びかけました。大阪労働局、ハローワークのほか、近畿運輸局、大阪市港湾局、労働基準監督署、港湾労働安定協会等関係機関からご参加いただきました。「4. 啓発会議等」でございますが、11月17日に大阪港労働公共職業安定所と港湾労働安定協会、港湾労働安定協会が主催となりますが、雇用管理者研修の場におきまして、大阪港労働公共職業安定所から雇用秩序の維持につきまして説明いたしました。「5 共同パトロール」ですが、大阪港港湾雇用秩序連絡会議委員の皆様によるパトロールでございます。11月8日に安治川方面、11月20日に堺泉北港方面のパトロールを実施いたしました。最後に、この実施結果の表には記載していませんが、大阪労働局のプレスリリースにより、港湾労働法の遵守についてのキャンペーン実施について広報を行い、港湾、海運業界専門紙のマリタイムデーリーニュースにキャンペーンについて掲載されましたので、ご報告いたします。

私からの説明は以上でございます。

(石黒部会長)

ありがとうございました。

続きまして、「(2) 港湾労働者派遣制度の活用状況等について」港湾労働安定協会大阪支部の中野支部長からご説明いただきます。よろしく願います。

(中野支部長)

ご紹介いただきました、港湾労働協会の中野でございます。よろしく願います。

港湾労働安定協会の資料につきましては、資料と平成28年度の業務年報がお手元にあるかと思いますが、説明については、「協会 - 1」から「協会 - 4」と記載のある資料により、平成29年度の内容を説明させていただきます。

まず、「協会 - 1」の「平成29年度主要業務取扱状況」について説明させていただきます。「1. 港湾労働者派遣事業取扱状況」になります。表の上に「あつ旋申込数」、「派遣成立数」、「派遣不調数」の数字を平成27年度、平成28年度と年度比、それから、平成29年度12月末までの数字と、比較のために平成28年度の12月末までの数字を計上しております。5行目に平成29年度12月までの累計がございますので、その欄をご覧ください。「あつ旋申込数」の合計が3,864になっております。その上段の平成28年度が3,499ですから、件数で365件、10.4%の増加となっております。その横の荷役作業別の数字を見ますと、「船内」が1,738、「沿岸」が1,475、「関連」が651となっております。全ての作業で前年度比増加となっております。表の中ほど、「派遣成立数」の欄を見ていただきますと、平成29年度12月末

までの数字が3,269、その上段の平成28年度が2,989、率で9.4%、人数で280人の増加という状況になっております。作業別の内訳につきましては、船内、沿岸はプラスですが、関連ではマイナスとなっております。右側の派遣不調数の平成29年度12月末の数字を見ていただきますと1,930となっております。その上段の平成28年度が2,935ですので、割合で34.2%、件数での1,005の減という状況になっております。下のグラフをご覧くださいと思います。平成27、28、29各年度の「あっ旋申込数」、「派遣成立数」の月別の状況を比較してご覧いただければと思います。棒グラフが「あっ旋申込数」、折れ線グラフが「派遣成立数」となっております。ご覧いただきますと、5月と10月だけが前年を下回っておりますが、その他の月は前年を上回っていることが見ていただければと思います。以上で「協会 - 1」の資料の説明を終わらせていただきます。

続いて「協会 - 2」の資料を見ていただきたいと思います。上の表「2. 港湾労働者 派遣日数別就労状況」につきましては、派遣労働者の派遣日数別の就労状況を記載してございます。港湾労働者を派遣できる日数につきましては、現行制度では1人1月あたり7日を超えないものと上限が定められております。この表につきましては、港湾労働者が1月に就労した日数別に計上しております。左側が、延べ人数の合計となっております。右側には就労日数の実人員の合計がございまして、月平均で見ていただきますと、平成27年度は127.0、平成28年度が129.9、平成28年度12月までが139.4、平成29年度12月までが143.1となっておりますから、前年度と比較して平成29年度につきましては3.7の増、増加傾向にあるといえると思います。下の表「3. 各種講習会等開催状況」でございまして、安定協会として、派遣元責任者講習を年2回、雇用管理研修会を年1回開催させていただいております。その内容と参加時委員等の状況でございまして。

続きまして「協会 - 3」の資料をご覧ください。これにつきましては「六大港支部別派遣事業取扱状況」でございまして、上の表が「1. 派遣許可事業所・派遣対象労働者状況」でございまして、各年度末と昨年12月末現在の事業所数、労働者数となっております。下の表が「2. 派遣業務取扱状況」でございまして、左側が各支部別の「あっせん申込数」、右側が「派遣成立数」となっております。表の中段に平成29年度12月までの累計を計上しております。平成29年度12月までのあっせんの合計が181,302という数字となっております。その上に比較のために、平成28年度12月までの数字を計上しており、170,934となっておりますから、プラス6.1%、人数で10,368の増という状況でございまして、中ほどに成立数の合計を計上しております。合計で20,560、上段にあります平成28年度12月までの成立数が20,46

1ですから、0.5%の増、人数で99人の増という状況になっております。労働局の説明にもありましたが、六大港という言い方で説明させていただいているところですが、支部間の情報提供を本部から受けて表を作らせていただいております。この中に川崎、下関という表示があるかと思っております。これにつきましては、横浜支部の川崎支所、関門支部の下関支所ということで、支所の数字が本部から送られてきておりますので、その数字を別個に計上させていただいておりますので、その点ご了解ください。

最後に「協会 - 4」の資料になります、こちらの数字につきましては大阪港の船内荷役の取扱状況を大阪港船内荷役協会から情報提供していただいて、表を作成しております。船内荷役におきます「隻数」、「口数」と「口数」の中の「革新船荷役」、「在来船荷役」の状況を計上しております。今までのものと同じように、平成27年度、28年度及び29年度12月までの数字を比較するために計上させていただいております。4行目に平成29年度12月までの数字を計上しております。「隻数」につきましては6,038、平成28年度12月が6,128ですから、率で1.5%の減、90隻の減という状況でございます。「口数」の合計でございますが7,673、平成28年度12月までが7,646ですから、0.4%の増、27口の増という状況になっているところでございます。口数全体に占めます「革新船荷役」の割合につきましては一番下の表に、平成27、28、29年度、平成29年度につきましては12月末までの数字ですが、一番右端に「革新船荷役占有率」を計上しています。平成27年度が76.2%、平成28年度が77.0%、平成29年度が77.9%ということで増加しているという状況が見ていただけるかと思っております。

私からの説明は以上でございます。

(石黒部会長)

どうもありがとうございました。

議題1と2につきまして、ご説明をいただきました。どのような観点からでも結構です。ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

(三宅委員)

すみません三宅です。前に聞いたかもしれませんが、他の港のことで申し訳ないですけど、東京港のあつ旋の不調数がとても多いですね。この原因はなんだと分析をされるのかを教えてくださいませんか。これは何故かといいますと、東京港のコンテナベースの取扱い、これは大阪港の倍以上ありますが、昨年度で4,000くらいでしたか若干増えているんですけども、そういうことと関

連があるのかどうか、仕事量が多いのに登録港湾労働者が少ないということと併せてあつ旋が不調である原因を分析しているのであれば、教えてください。

（ 石黒部会長 ）

事務局から手持ちの資料でお答えできる範囲で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

（ 堀内係長 ）

事務局の大阪労働局堀内から説明をさせていただきます。昨年、平成29年の12月に東京労働局に行く機会がありまして、確認してきた内容ですけども、東京港の方では、港湾労働者派遣制度の利用が思うように進んでいないことが大きな課題であると認識されておられました。この事情としまして、常用の港湾労働者の仕事がないときでないと、港湾派遣ができないという状況なんですけども、常用港湾労働者のほとんどが稼働しているということから、各社とも派遣できる労働者自体をそんなに持っていないということで、要は忙しいときは忙しいという状況があり、直接雇用の日雇労働者の就労延べ数が多くなっているということを知りました。

加えまして大阪の場合は、日雇労働者は関連にのみ使用するという労使間での合意がございます。東京や横浜ではこのあたりの事情も異なるということもございます。今、三宅委員からも発言がありましたが、他港の状況でございますので当局から直接申し上げることはできませんが、ご指摘いただいた点につきましては過去からお話を聞いているところではございます。昨年12月に上京した際に既に本省には伝えていたところではございまして、これからも継続して上申はしていくという次第でございます。また当局としてできる取り組み、周知啓発は行って参りたいと存じておりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

（ 石黒部会長 ）

以上でよろしいでしょうか。

（ 三宅委員 ）

だいたい理解しますが、要は仕事の多い割にあつ旋をしても、常用労働者の派遣で賄いきれない。ということは、港湾労働法第10条但し書きで日雇労働者が白手帳を持ってやっている、もしくは言い方は悪いですけども違法な就労があると考えても差し支えはないということですか。

これは、我々も労働組合ですから特に港湾労働法の適用港のこういう部分については、同じ港湾労働法の中で平準化していくべきである、要するに港間格差があるということについては、港間競争、いわゆる変な港間の競争で、コストの安い港高い港と言われるのは心外であるという認識を私はしてるものですから少し問いたださせていただきました。

それから、続いて全般にわたってお話していいでしょうか。

(石黒部会長)

結構です。

(三宅委員)

ひとつは、これも昨年申し上げましたが、港湾パトロールでのワッペン未貼付やヘルメット未着に対する指導など大阪港労働公共職業安定所の取り組みは分かりませんが、パトロールの視点が我々とは若干違います。

これは何回も申し上げてきたのですが、ひとつ言わせていただきますと、派遣法との関係の問題で、港湾倉庫の指定を受けていない倉庫に一般派遣でアパレル関係の人材派遣会社が多数、就労しているこの状況です。同じようなアパレルの関係をされていても、港湾倉庫の届け出は近々に済んだかどうか分かりませんが、一般の人材派遣会社からの派遣やパートという形で就労しているということについて、港湾労働法で縛れないのであれば、どうするのかという方向性をきっちり出すべきだろうと思っていますので、そのところの見解をひとつお尋ねをしたい。

もう一点は既に何年も続けて申し上げてきているところですが、港湾の物流施設、倉庫関係について、いわゆる公共上屋と言われる岸壁沿いの大阪府や大阪市の府営上屋、市営上屋という所での港湾倉庫の指定の方法で10%という時代から、今は大型流通施設の一棟貸し、もしくはマルチテナント方式で運営していることに対してこの10%という数字が、100万トンであれ、1万トンであれ10%という定義では非常にあいまいになっていて、現状では港湾労働法の適用が非常にやりにくい、これが一点です。

また、マルチテナント方式の流通施設、A社やB社、C社、D社、その他の倉庫について全棟貸しでない場合、フロア、もしくはフロアの一部を借り受ける場合借り受け者が港湾運送事業者ではないケースについて港湾倉庫の指定が、法律の中でできないという部分について、これは法改正を含めて考えてほしいと、これまでも厚生労働省に説明してきました。先ほど申し上げましたように、そこで港湾労働法の違反、派遣法の違反が起こりやすいという、既に大阪港で

はそういう事例がたくさんありますので、このことについては、きっちり議事録として、中央まで上げていただきたいということで意見を申します。

(石黒部会長)

事務局から何かご回答ございますでしょうか。

(堀内係長)

事務局から大阪労働局堀内です。三宅委員のご指摘ごもっともでございます。まず、港湾労働法で指定されています港湾倉庫に関しては、当然、港湾労働法が適用される倉庫ということでございますので、基本的には、その倉庫に一般派遣の労働者が入っている状況は違法な状況でございます。派遣法にも抵触することになりますし、港湾労働法にも抵触するということになります。そういった事案があれば、直ちにハローワークから状況の確認等をさせていただきます。場合によっては、事業所に対して勧告といった処分をしていくところでございます。

また、港湾倉庫に指定されていない倉庫につきましては、港湾労働法が及ばない倉庫という位置づけではありますが、大阪港における雇用秩序の観点から、当然、年1回、大阪港労働公共職業安定所から港湾倉庫になりうる倉庫かどうかという調査はしておりますので、その調査を通じて雇用の維持を図るという観点から対策を進めているところでございます。

それから三宅委員からいただきました二点目ですが、倉庫の形態が変化してきているということと併せまして一律10%という基準についてのお話をいただいたところでございます。先ほども申しましたとおり昨年12月に六大港の担当者会議が開催されました。雇用秩序連絡会議の中でもご意見を頂戴しているところでございましたので、その場でも、今いただいております10%のお話などは発言をして本省にも確認して参りました。特に三宅委員からありましたように、近年マルチテナント型の倉庫が増えてきたということもございまして、マルチテナント型倉庫の部分的な指定、港湾倉庫の指定をする方法であったり、そもそもそれが可能かどうか、あるいは、ハローワークの指導権限が及ぶのかということを確認して参りましたので、大阪労働局と大阪港労働公共職業安定所で、具体的な取り組みを進めていきたいと思っております。そのマルチテナント型倉庫に港湾労働法が適用されるかという港湾倉庫の指定の話ですが、ご承知の通り、原則としましては、港湾倉庫というのは建物単位で指定していくということになっております。ただし、個々の具体的な状況によって、例外的な取扱いを行うことも可能だという解釈がなされています。この具体的な状況というのが、完全に出入り口が別れている、個々の倉庫としての独立性が

高い、そういうところから判断していくのですが、マルチテナント型の倉庫の場合は出入り口が別れていることが多くございますし、独立性が高いと判断できるという可能性が高いです。いずれにしましても、港湾倉庫の指定をする際には現地訪問をしまして状況の確認をさせていただいてからということになります。独立性が高いと言う判断をしました場合には、そのフロアの借主ごとに指定をするというような対応もさせていただこうと考えているところでございます。

(岩津所長)

ちょっとすみません。よろしいでしょうか。

(石黒部会長)

どうぞ。

(岩津所長)

ハローワーク大阪港の岩津でございます。ただいま三宅委員からご指摘いただきました港湾倉庫の件につきまして、日ごろよりハローワークは法令遵守のためのパトロールを実施しているところでございますが、法令違反の事例が見受けられるという通報を受けまして立入調査をした結果、海からの貨物を取り扱っているにもかかわらず、港湾倉庫の指定するための調査ということをさせていただいているのですが、当所が行っておりますその倉庫荷役の取扱量の調査において海側貨物の取扱量をゼロという報告を出し、港湾倉庫の指定を免れてきたという不適正な事案が発覚したところでございます。これらの事情を受けて今後の対応でございますが、来年度、平成30年度の倉庫荷役の取扱量の報告をいただく事業所に対しまして、当然のことながら、海側貨物の定義について、まだまだ理解が不十分であると思われるケースが散見されましたので、リーフレットを活用させていただいて海側の貨物の定義について改めて周知、説明を行うなど、適正な報告になりますよう努めて参ります。また、事業所訪問と雇用管理者研修の場におきましても、周知、説明させていただくなど、あらゆる機会を通じまして、啓発を行って参りたいと考えております。このような不適正な事案もありまして、我々行政としましては、海側貨物の取扱量を調査する報告の精査及び港湾倉庫に重点を置いたパトロールの実施、強化をさせていただいて最終的には港湾労働法適用区域の法令遵守に取り組んで参りたいと思っておりますので、皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

(石黒部会長)

どうもありがとうございます。ただいまのご回答でよろしいでしょうか。

(三宅委員)

そのような全般的な話ではなく、具体的な事例を少し申し上げますと、これも3年ほど続けて報告させていただいておりますが、2014年からだと思いますが、特にアパレル関係で、北港のE社とF社の事例がございます。これは、昨年、近畿運輸局の田畑課長から、港湾運送事業行為なのか単なる港湾に準ずる業務なのかという説明がありました。ですから、港湾運送事業法上は行政的に指導することが若干難しいという中で、大阪労働局は、これは派遣法と港湾労働法に抵触をするということで行政処分をされました。

今、申しましたように港湾倉庫と港湾倉庫に指定されていない倉庫で現実的に同じF社の貨物を扱っている倉庫が大阪南港にあります。コンテナのバン出し、入出庫の関係については一部、港湾運送事業者がされております。ただ、庫内作業については、先ほど申しましたように、一般派遣事業者がされていません。この是正を求めて、我々は労働局、ハローワークに色々相談しました。この問題について改善措置を大阪の港運協会、我々の業界で色々対策をしました。そうしたところ、この7月をもってF社はG社との関係を断ち切り、倉庫を内陸へ移転するのどこへ移転するのかわかりませんが大阪港からは撤退することになりました。我々としては、そのところでひとつ、港湾倉庫に指定されていないので、港湾労働法がどうなのかということ以前に、あと7月まで半年以上あります。この中で、一般派遣は、需給調整事業部の担当になるのですかね。労働局内で連絡を密にさせていただくことをお願いしたい。半年間それを放置するということは、同じように他にF社関係、アパレル関係、その他雑貨貨物を扱っている業者に我々としては申し訳ない。派遣法違反でE社とF社が行政処分を受けた同じ地域で港湾倉庫に指定されていないというだけで、同じことをやっているということが許せない。この事業所の倉庫は、柴谷の方にもあります。行政の方が先ほど言っていました、港湾倉庫の指定を受けているのに、一般派遣を使っているというのは、柴谷の方です。両方ともに指導をしたいから、片方だけでは指導できないと説明されるのですが、我々の立場からすると、E社、その他、H社や、I社など、多くの事業所がF社の関係の貨物を取り扱ってきましたが今の状況を放置したまま指導できないという行政の立場が私は非常に理解できません。需給調整事業部とも十分連絡をとっていただいきっちり指導をしてもらいたい。このひどい状況が続けば、我々としては、ここで言うべき発言ではないかもしれませんが、まじめにやっている業者に申し訳ない。止めに行きたい。それぐらいの覚悟を実は持っています。あ

と半年我慢してくれという話は通用しません。そういう事例がありますので、私が前段から申し上げました。ですから、法的に縛れない部分があるのであれば、法的な手段がとれるように法の改正をしなければならないということをお願いただけの話です。

（ 大野委員 ）

大野です。組合の立場から関連して発言したいと思います。ご存じのように港の貨物は内陸部へどんどんコンテナ等で運ばれて、そこで出バンニングされています。

このことについて全国的にずいぶん問題になってきています。もちろん港湾労働者の職域、業の領域。この状況を放置するということになると本当に港湾労働者の生活の安定等を守れないというのが組合の見解です。

先程の三宅委員の発言と中身が被ると思うのですが、港頭エリアの港湾倉庫に限らず、そのほかの内陸の倉庫についても厳格な判断をしていくべきであると考えます。そうでなければ、港湾労働者の人数も減ってきますし、AI等の自動化によって我々の職域がなくなるということで、全国的にそのあたりの考え方を一致させてほしいなと思います。

（ 石黒部会長 ）

以上、三宅委員、大野委員の発言に対しまして、事務局から何かご回答ございますでしょうか。

（ 堀内係長 ）

大阪労働局の堀内です。今、三宅委員、大野委員からいただきましたご意見ですね、貴重なご意見だと思いますし、我々も認識をしていくところでございます。今後、厚生労働省に行く機会もございますので、確認をしながら、上申をしながら取り組んで参りたいと思います。よろしく願いいたします。

（ 石黒部会長 ）

どうもありがとうございます。そのほか、ご質問ご意見などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。時間がありましたら、最後にもまた、質疑応答の時間をとりますので、次に進めさせていただきます。

続きまして、その他の事項としまして、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課の田畑課長より大阪港における船舶積卸実績等についてご説明をいただきます。よろしく願いします。

(田畑課長)

近畿運輸局貨物港運課課長の田畑でございます。私どもは港湾運送事業法を所管している課でございます。

私どもからの説明は2点。資料の表紙をめくっていただきまして、1項目目が「1. 大阪港における港湾運送事業許可（免許）事業者数の推移」、2つ目といたしまして「2. 大阪港における船舶積卸し量の推移」について、2点をご説明させていただきます。

まず、1つ目「資料1 大阪港における港湾運送事業許可（免許）事業者数の推移」をご覧ください。港湾運送法の事業を行うには、許可が必要となります。ここで許可と括弧書きで免許と書いておりますが、欄外の下「注2」のところをご覧くださいと思います。港湾運送事業法の改正により、平成12年11月から免許事業が許可事業となっているということで、それ以前の免許のものは自動的に許可という形に呼び直してしているところです。それと、まず、ここに記しております「大阪港」のエリアについてでございますが、大和川を境として、北側に位置しております大阪市が管理している「大阪港」、南側に位置しております大阪府管理の「堺泉北港」を足した範囲が港湾運送事業法上でいうところの「大阪港」となります。続きまして、資料の左端に縦に「一般港湾運送事業」、「港湾荷役事業」、「はしけ運送」、「いかだ運送」と書いておりますが、これが事業の種類でございます。「一般港湾運送事業」といいますのは、港湾運送を主宰する所謂「元請」と呼ばれるところでございます。基本的には貿易貨物、所謂「外貨」を扱います。次の「港湾荷役事業」、「はしけ運送事業」、「いかだ運送事業」は、原則、元請の下で荷役作業に携わる所謂「専門」と呼ばれているところですが、国内貨物、所謂「内貨」については、自ら「元請」として港湾運送事業を主宰します。なお、港湾運送事業の許可にあたりましては、条件を付して許可することができることとなっており、各事業区分欄の右側のところが条件区分となっております。各事業区分で「無限定」と表示しておりますのは条件を付していないものです。一般港湾運送事業の限定区分にある「いかだ」や「海貨」、それと、港湾荷役事業にある「船内」や「沿岸」といった限定は、荷役行為を限定するものです。その他の限定は、貨物の種類や荷役の場所、船社や荷主など委託者を限定するものなどがございます。一般港湾運送事業の限定欄にございます「海貨」の説明を表欄外に「注1」として「海運貨物取扱業務」のことであり、「荷主の委託を受けて行う個品運送貨物の はしけ運送及び沿岸荷役にかかわる業務に限る」と記載しておりますが、分かり易く具体例としてお示ししますと、大阪港の主要貨物であるコンテナの輸入を例に挙げれば、コンテナターミナルで海上コンテナを引取って、上屋において海上コンテナから貨物を取り出して保管する作業などとなります。輸出

の場合はその逆の流れとなります。港湾荷役事業につきましては、限定区分にございます「船内」とは船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸行為をいいます。「沿岸」とは船舶やはしけから取卸された貨物の上屋その他の荷さばき場への搬入、逆に船舶やはしけに積込まれる貨物の荷さばき場からの搬出、それと、これら貨物の荷さばき場における荷さばきや保管作業をいいます。港湾荷役事業のうち、それぞれの行為のみを行うよう限定されているものです。この「船内」と「沿岸」というのは、元々は別々の事業区分でしたが、コンテナ荷役やRORO船荷役などの新たな荷役形態に即した事業区分として、昭和59年の法改正により港湾荷役事業として一本化されたものでございます。法改正後は港湾荷役事業としてしか免許、それから現在、許可でございますが、港湾荷役事業としてしか、取得することができなくなりましたので、ここに記載しております「船内」、「沿岸」それぞれの数値は、昭和59年の法改正前からの免許数ということになります。次のはしけ運送事業でございますが、はしけ運送事業とは、港湾において、船舶又ははしけに積載された貨物を曳き船によりえい航して海上輸送をする事業です。このはしけというのは、簡単に言いますと、独航機能を持たない、要はエンジン等を持たない、箱形の浮体でございます。港湾の範囲を越えて、他の港湾との間をはしけにより海上輸送する場合は、原則、内航海運となりますが、特定の港湾と港湾の間における同様の海上輸送の場合は、はしけ運送事業の対象となり、これを「指定区間輸送」と呼んでおります。港湾運送事業の一部です。大阪港周辺のこの指定区間輸送の対象となる港湾は、神戸港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港、姫路港、和歌山下津港の5港が指定されております。一方、船舶で港湾内輸送をする場合は、当然これは港湾運送事業法の適用となります。なお、はしけ運送事業のうち限定とございますのは、これは、はしけのえい航のみを行うものです。次に、いかだ運送事業ですが、いかだ運送とは、水面に浮かんだ原木をいかだに組んで行う輸送です。古くは本船から水面に落とされた原木をいかだに組んで、水面貯木場まで輸送されておりました。しかしながら、岸壁の整備や流通の変化によりまして、原木を本船から岸壁へ直接揚げたり、製材としてコンテナで輸送されることが多くなりまして、現状において、いかだ運送行為が発生することは、まずございません。その他の事業でございますが、港湾運送事業にはこのほか、貨物の数を数える、受渡しを証明する検数、それと量を量って証明する検量、それから、鑑定といった証明行為を行う事業もございますが、ここでは、実荷役を行う4事業についてのみ記載しております。次に、許可数と店社数についてですが、下段にございます「合計」欄と「店社数」の数が一致いたしません。店社数の方が少ないのは、一事業者で複数の事業許可を有することができるためでございます。推移といたしまして、平成18年から29年12月末ま

での事業者数を掲げさせていただいております。許可数、店社数とも少しずつ減少してきております。この中には単純に廃業されるところもございますが、企業のシナジー効果を狙って、港湾運送事業者同士の企業合併などによって減少するケースもございます。なお、平成29年度につきましては、昨年度から許可数、店社数とも変更はございません。「資料1」につきましては、以上でございます。

1ページめくっていただきまして、「資料2」でございます。これは港湾運送事業法で規定されております、統計、みなさま事業者様からいただいている数字を集計してございまして、毎年6月頃に広くプレスリリースしているものです。そこから大阪港の部分だけを抜粋させていただきました。ここでいうところの「大阪港」も先ほど言いましたように「大阪市営港」と「堺泉北港」を足した範囲を申しております。予め統計上のお断りとして申し上げたいことがございます。この船舶積み卸し実績は、フレートトンを用いております。具体的には容積は1.33立方メートル、重量は1,000kgを1トンとし、いずれか大きい数値をもって計上しております。ただしコンテナにつきましては、コンテナ自体を貨物としてみてございまして、実入り・空にかかわらず、20フィートコンテナでございましたら32トン、40フィートコンテナでございましたら64トンに換算しております。一方、港湾管理者等による港湾統計におきましては、フレートトンとして、コンテナの中身の貨物重量を集計されておりますので、数値的にはそのあたりの違いが出て参ります。また、この船舶積み卸し実績には、港湾運送外となる、タンカーで運ぶ油であるとか、石油化学製品等の荷役は含んでおりません。平成28年度の大阪港の船舶積み卸し実績ですが、この上段の方ですね、輸出入、それと、移出入別の取扱量を示しております。ご覧のとおり、大阪港における貨物の取扱は、輸出、輸入が8割以上を占めております。平成25年度をピークに2年連続減少傾向でございましたが、これは平成26年4月からの消費税の引き上げによる消費の意欲の低下や、また当時は、特に平成27年ですね、円安という背景の中で、買い控えの影響もあったものというふうに推察されるところです。平成28年度は3期ぶりに1%ではございますが増加に転じております。続きまして、下段ですね、下段の表とグラフが品目別の積み卸し実績でございます。一目でわかりますように、コンテナが主要貨物となっております。対前年比で1.3%増となっております。次のページをご覧ください。円グラフで品目別の割合を示しております。コンテナ貨物が約8割を占め、このコンテナ78.1%のうち、実入りコンテナが約7割強、空コンテナが約3割弱となっております。全体貨物量にしても、実入りコンテナが約6割、空コンテナが約2割となっております。平成29年度実績につきましては集計中でございまして、具体的な数値はご報告できません

けれど、私どもにいただいている報告書、それと港湾統計の速報値によりますとコンテナの取扱が実入り・空とも順調に推移しておりますので、平成29年度実績は28年度実績を上回るものと推察しておるところでございます。以上でございます。

（ 石黒部会長 ）

どうもありがとうございます。

ただいまいただいた内容について、ご質問ご意見などございますか。ご案内されていた時間から多少残っているようですので、少し戻っても結構です。全体につきまして何かご質問ご意見など発言がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

（ 飴野委員 ）

関西大学の飴野です。よろしく申し上げます。説明資料（1）と、それから説明資料（2）の資料4ですが、説明資料（1）の4ページの「ハ 入職率及び離職率」、左側ですので平成26年度から30年度の状況ではないのですが、平成24年の全産業における労働者の入職率は14.8%、六大港においては10.9%となっています。また、離職率については、平成24年において離職率が全産業で14.8%、六大港における港湾労働者の離職率は11.4%となっています。説明資料（2）の資料4「港湾労働者の年齢構成」が、平成29年度の12月末の数字ですが、こちらで見ますと、年齢別の構成で、離職率というのは、自然減だけが理由ではないですね。先ほども色々ご意見出ておりましたけれども、離職率が六大港の、これも平均なんですけれども、11.4%となっている中身というのは、各自の労働・雇用の条件なども含めて、どのように数字を見たらいいのかということと、自然減と年齢構成も含めてどのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

（ 石黒部会長 ）

事務局いかがでしょうか。

（ 堀内係長 ）

大阪労働局の堀内です、説明資料（1）の4ページの入職率と離職率の数値は5年に一度の調査、全国調査に基づいて算出されているところでございます。実は、理由に関しては、調査項目にはありませんので、把握していないところでございます。資料4の年齢構成のところは、私の説明の中で申し上げたので

すけども、やはり平均年齢は徐々にあがってきているところもありますので、お若い方の入職率が低かったり、離職率が高かったりということは考えられると思います。

(飴野委員)

質問の趣旨をもう少し具体的に申し上げますと、例えば、資料4の7, 089名のなかで65歳以上というのがだいたい3%弱です。ですから、単純に自然減で離職者が増えてきていること、報告の中でだんだんと世代別労働者が上がっていくというお言葉があったので、単純にそこだけではないですよということ。60歳以上だけを見たとしても、7.6%くらいですので、平均的に年齢で退職されているだけではないということです。そうすると、先ほどご意見もありましたけれども、労働条件等を絡めて見て行かないといけない部分もあるのではないかと思いますので、離職率と絡めてご質問申し上げました。昨今の長時間労働とか、他の各種労働状況の改善など色々な機運が出てきている中でもありますので、適用外の倉庫も含めて、色んな意味合いでアプローチの仕方もある、そういう時代にきているのではないかなと思います。先ほど話が出ましたが、E社や、他の倉庫事業者にしても、決してマイナスではないと思うので、物流業全体で考えて行かないと、港湾労働だけの問題でないと思います。ですので、この委員会が労働審議会の港湾労働部会ということもありますので、こういった意見も残したいと思います。以上です。

(石黒部会長)

ありがとうございます。

(飴野委員)

質問は前半の離職率の中身で、後半は意見ということでお願いします。

(石黒部会長)

引き続き事務局からありますか。

(堀内係長)

中身は、資料としては、持っていないところでございます。

(飴野委員)

離職の理由ですよね。そういったところも把握できるといいのかなと思います。資料がないようでしたら結構ですけども、意見ということでお願いします。

（ 堀内係長 ）

貴重なご意見だと思います。また、5年に一度、雇用安定等計画の見直しの際に調査がありまして、平成30年度にも調査が行われることになっておりますので、調査を通じて把握できれば、今おっしゃっていただいたご意見にお答えできる場所もあると思いますので、今のご意見も含めて議事録として、厚生労働省に上申していきたいと思っております。

（ 飴野委員 ）

最後になりますが、いずれにしましても、人手不足や雇用の問題など、これからはいろいろと出てくると思いますので、魅力ある産業、事業、仕事づくり、職場環境も含めてそういったことが肝心じゃないかなと思います。

（ 石黒部会長 ）

どうもありがとうございます。その他、ご質問ご意見などございますか。

（ 三宅委員 ）

今の件で、日本港運協会から、大阪港運協会に、貨物量、取扱量に比べて港湾労働者が7,000人超えるのはすごいですね、どういう理由ですかと何回か問い合わせがあったようです。大阪港は、常用率を高めている、要は労使できっちりと違法な働き方はだめですよと周知していることで成り立っています。離職率の問題については、大型流通施設の関係で例を出しますと、F社は荷役作業は一年契約になっています。ということになってくると、我々は、ちゃんとワッペン労働者、正規の港湾労働者証を持った人に働いていただきます。そのために何をするかというと、作業会社もしくは元請のところに、三保険に加入し常用労働者の形を作っていただくということになり、瞬間的に登録港湾労働者数は増えることになります。ところが、今年の1月か2月でF社は堺の倉庫から、内陸の方へは移転してしまうので、多分、港湾労働者数は、100や200はすぐ下がります。3年ほど前、E社が行政指導を受けましたから200くらい、大きく増えました。ですから、他港の離職率と大阪港の離職率もしくは新入社員を正規に採った形で増えている部分と含めて、大阪港の特色だと思っています。ただ、全体的には大阪港のいわゆる常用港湾労働者数は守っているのですが、あくまで期間雇用を含んでいるので、本当の意味での企業状況

かどうかという認識は、一部ではありますけども、若干、私は持っている必要はあるとは思っています。使用者の方もそういう見解ではないでしょうか。

（ 中谷委員 ）

一般論としてのお話をさせていただきますと、もともと港湾労働法というのは、常用労働者で港を支えていくという主旨でできている法律ですから、その主旨に基づいて労働状況を整備して長年そのような体制を作ってきています。今、三宅委員が例にあげられたのは、元々、港湾労働法が想定していた人たちではありません。本来の港湾常用労働者の人達は、我々の実感でいうと、やはり我々労使で長年かけて、労働条件を整備してきていますから、現場の仕事としては、恵まれています。ですから、私の実感としては、労働条件を理由にして、他の、現場型の職場に転職される方は少ないと思います。むしろ、いろんな業界から入ってこられて、最後、港で落ち着かれる方のほうが多いというのが、現実ではないかなと思います。

（ 石黒部会長 ）

どうもありがとうございます。その他、何かご意見ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして第17回大阪地方労働審議会港湾労働部会の議事を全て終了といたします。進行を事務局へお返しいたします。ご協力ありがとうございました。

（ 宮田補佐 ）

各委員の皆様、長時間にわたり多数のご意見ありがとうございました。なお、本日の議事録につきましては、事業所名等特定できない表現に改めて作成させていただきますので、委員の皆様、あらかじめご了承願います。

それでは、以上をもちまして第17回大阪地方労働審議会港湾労働部会を閉会いたします。

本日は長時間、どうもありがとうございました。